

## 食品安全委員会（第768回会合）議事概要

日 時：令和元年12月24日（火） 14：00～15：14

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道0名、行政機関3名、一般2名

### 議事概要

#### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 6品目
  - [1]チオキサザフェン
  - [2]ピメトロジン
  - [3]ピリフルキナゾン
  - [4]プロクロラズ
  - [5]プロヒドロジャスモン
  - [6]フロメトキン

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明

農薬「プロヒドロジャスモン」及び「フロメトキン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、食品安全委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

農薬「ピメトロジン」及び「ピリフルキナゾン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬専門調査会において審議することとなった。

農薬「チオキサザフェン」及び「プロクロラズ」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

- ・ 動物用医薬品 1品目
  - チルジピロシン

→厚生労働省及び担当の山本委員から説明

動物用医薬品「チルジピロシン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

#### （2）農薬専門調査会における審議結果について

- ・ 「カルボフラン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・「カルボスルファン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ベンフラカルブ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

**(3) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について**

- ・「家畜に使用するハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムに係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとなった。

**(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について**

- ・かび毒・自然毒等「デオキシニバレノール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、かび毒・自然毒等専門調査会と同じ結論、  
「デオキシニバレノールについては、デオキシニバレノール（総和）のばく露量の推定結果から、現状において、我が国におけるばく露量はTDI（1 µg/kg体重/日）を下回っていると考えられた。また、1～6歳の集団におけるばく露量がTDIに近い値であり、喫食状況やデオキシニバレノールの汚染状況によってはTDIを超える可能性がないとは言えないことや、小麦以外の穀類からのばく露もあることを考慮すると、リスク管理機関において、引き続き低減対策に努める必要がある。加えて、使用したデータの不確実性、統計解析手法の特性等から、過小又は過大推定となっている可能性があることに留意が必要であり、不確実性を除くため、リスク管理機関は、より実態に近いデオキシニバレノール（総和）の摂取量推定を行うことができる情報収集や調査等を行うことが必要である。

今後の課題としては、リスク管理機関において、データ、特に小麦粉及び最終製品に含まれるデオキシニバレノール等の濃度及び食品摂取量が得られた際には、それらのデータを用いてより正確なばく露評価を行い、コーデックス基準の導入を含めた低減対策について検討すべきである。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。